

奈良市議会基本条例（案）【作業部会案】に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート ver.2.0

<H24. 8. 24 現在（青文字は、H24. 7. 27 委員会中の発言による補足・修正等）（赤文字は、H24. 8. 24 までに変更した部分。今回新たな意見は含まない）>

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第1章 総則							
1-1 目的	<u>A案</u> この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	<u>基本的にはA案（一部変更）</u> この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議会が担うべき行政監視及び政策立案等の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	A案で良い。	<u>A案に賛成</u> 議員の責務⇒議員の機能及び責務	<u>A案に賛成</u>	特になし	異議はない
1-2 基本理念	<u>A案</u> 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。	A案に同じ。	A案で良い。	前項（目的）の中で重なる意味合いがあるので、「基本理念」は、削除出来るものとする。	<u>A案に賛成</u>	特になし	異議はない
1-3 基本方針	<u>A案</u> 議会は、（前条の）基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 (1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。 (2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。 (3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。 (4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。 (5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。 (6) 議会改革の推進に努めること。	<u>基本的にはA案（一部変更）</u> 議会は、（前条の）基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 (1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。 (2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。 (3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。 (4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。 (5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み <u>こと。</u> <u>(6) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革の取り組みを推進すること。</u>	A案で良い。	<u>A案に賛成</u>	<u>A案に賛成</u>	特になし	案文検討中 (特に(6)について当然のことなので、明文化が必要だろうか)
1-4 最高規範性・条例の位置付け	<u>A案</u> この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	A案に同じ。	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図るものとする。	この条例は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	この条例は、議会に関する基本的な事を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図るものとする。 (理由) 「最高規範性」について、条例に優劣があること自体間違いなうえに、今後予想される、生駒市や他市に見る自治基本条例が制定されると複数の最高規範があることになる。明らかに矛盾した条例である。	特になし	案文検討中 (当然のことなので、明文化が必要だろうか)

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属 (松石委員)
第2章 議会及び議員の活動原則等							
2-1 議会の活動原則	<p><u>A案</u> 議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、<u>市民に開かれた議会</u>を目指す。 2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。 3 議会は、<u>市民の関心を高め、分かりやすい議会運営</u>に努める。</p> <p><u>B案</u> 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、<u>市民に開かれた議会であること。</u> (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 (3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 (4) 市民参加の機会の拡充を図り、<u>市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。</u> (5) <u>議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。</u></p>	B案に同じ。	A案で良い。	A案を採用とする。	<u>A案</u>	全体的にB案が具体的でよいと考える。 Aの1 ～を目指す。目指すという表現はあいまいに感じる。	A案賛成 「市民の関心を高め、分かりやすい」→「市民がわかりやすい」
2-2 議員の活動原則	<p><u>A案</u> 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議員は、<u>市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握</u>し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。 (2) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて<u>自らの資質の向上に努めるものとする。</u> (3) 議員は、議会活動について、<u>市民に対して説明する責務を有する。</u> (4) 議員は、議会が討議の場であること及び<u>合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論</u>を重んじなければならない。</p>	第4項に関しては、今後の検討課題とする。	<p><u>会派案</u> <u>A案をベースにして内容簡素化</u> 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議員は、議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。 (2) 議員は、市民の多様な意思の把握に努め、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。 (3) 議員は、自らの資質の向上に努め、議会活動について市民に対して説明する責務を有する。</p>	A案に賛成する。	<u>A案</u>		文案検討中、平易な文、簡略な表現に

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
2-3 会派	<p><u>A案</u> 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、理念、政策等を共有する議員で構成する。 3 会派は、議会運営及び政策形成に際し、会派間での合意形成に努めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 (2) 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。 (3) 所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。 (4) 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	B案に同じ。	<p><u>会派案</u> <u>A案をベースに内容変更</u> 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、相互に研鑽して活動する。</p>	B案を採用とする。	<u>A案</u>	<p><u>B案賛成</u> B案の(2) 会派人数を具体的に明記することは良いと考える。 B案の(3) 会派の機能、役割を明記することは良いと考える。</p>	A案賛成 ただし「会派は、理念、政策等を共有する議員で構成する。」部分削除
2-4 2-5 議決・説明責任	<p><u>A案</u> 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。</p>	検討中。 B案に同じ	削除	B案に賛成する。	<u>A案</u> ⇒ (項目全体) 削除する。		B案賛成「責務を有する」必要だろうか。 ⇒ (項目全体) 削除する。
2-6 議長の責務	<p><u>A案</u> 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。</p>	検討中。	削除	削除する。	<u>A案</u> ⇒ (項目全体) 削除する。	B案の2 議長が臨時会の招集請求することは、現行法令でも可能であるので特に明記する必要はないのではという意見と、現行でも可能だが責務を明らかにしておく意味で明記した方がよいという意見があった。	<u>A案賛成</u> ⇒ (項目全体) 削除する。

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属 (松石委員)
第3章	議会運営の原則						
3-1 議会運営の原則	<p><u>A案</u> 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。 2 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。 3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。 2 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。 4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。 5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする</p>	<p>B案に賛成 ・第2項を「<u>議会は、一問一答方式による質問ができるものとする。</u>」に変更する。</p>	<p>A案</p>	<p>一問一答方式は今後の検討課題として、大枠としてA案を採用とする。 B案にA案の3、4を加える</p>	<p><u>A案</u></p>	<p>B案の2「一問一答方式」等具体的な手法を明記することは良いと考える。 A案</p>	<p>A案賛成</p>
3-2 委員会	<p><u>A案</u> 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するため常任委員会を設置し、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため特別委員会を設置する。 2 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 特別委員会は、市政の課題に対応してその事案の専門性、特殊性を考慮し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 4 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会 (以下「委員会」という。) は、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第1</p>	<p>A案に賛成 ・第2項と第3項は、3-1に含まれるので削除 ・第5項は、既に委員会条例第11条及び22条で定められているので削除 ・第4項を2項とし、3項に「委員会等は、その審査に当たって市長等の執行機関に資料等を請求できるものとする。」を追記</p>	<p>(A案・一部修正) 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するため常任委員会を設置し、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため特別委員会を設置する。 2 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。<u>(以下追加) 又、議会の閉会中においても、各所官に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</u> 3 特別委員会は、市政の課題に</p>	<p>A案を採用とする。</p>	<p><u>B案</u></p>	<p>A案の4「専門的、政策的見識等を反映させるべき。明記すべきと考える。」 B案の4「委員会を出前する発想であると考え。良い試みであると考え。」 A案</p>	<p>B案賛成 ただし、3の文中へ資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。→ もう少しすっきり出来ないだろうか</p>

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
	<p>09条から第110条までの規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。</p> <p>B案 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>3 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。</p>		<p>対応してその事業の専門性、特殊性を考慮し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>4 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条から第110条までの規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。</p>				

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第4章 市民と議会の関係							
4-1 委員会 等の公 開等	<u>A案</u> 議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。 2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。	A案に賛成	<u>4-1 委員会の公開等</u> → <u>「情報公開」に修正</u> (4-4 と統合) (4-4 A案) 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民への議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。 2 議会は、本会議、委員会等を原則として公開する。 (A案 2) 3 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。	A案に賛成	<u>A案</u>	原案（A案）	傍聴者に対して→傍聴者に対しても
4-2 広報広 聴機能	<u>A案</u> 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。 <u>B案</u> 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広報広聴機能の充実に努めるものとする。 2 広報広聴機能を効果的に発揮するため、議会に広報広聴員会を置く。	B案に賛成	A案	B案に賛成	<u>A案</u>	B案	A案賛成 「多様な広報手段を活用することにより」部分の削除、
4-3 市民参 画及び 市民と の連携	<u>A案</u> 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、広聴会等の制度の活用、専門的知見の活用に努めるものとする。	A案に賛成 ・第2項は、3-2のA案第4項に含まれるので、削除	<u>4-3 市民参画及び市民との連携</u> → <u>「市民参加」に修正</u> (A案・一部修正) 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 (以下削除) <u>2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用、専門的知見の活用に努めるものとする。</u>	A案に賛成	議会は、市民の意思を議会に反映することができるよう、市民の意思の掌握に努めるものとする。 (理由) ①極端な市民の参画は間接民主主義の崩壊につながる。 ②外国人や市内に住んでもいない活動家らによって議会が干渉を受け、選挙を通して代表者を選んだ住民の意思がないがしろにされる危険性がある。	原案（A案）	賛成
4-4 情報公 開	<u>A案</u> 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民への議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。 2 議会は、本会議、委員会等を原則として公開する。	4-1へ集約するので、削除	(4-1 と統合)	A案に賛成	A案に透明性を確保するために「全員協議会」も含める 2 議会は、本会議、委員会「全員協議会」等を原則として公開する。	原案（A案）	賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
4-5 請願と 陳情	<u>A案</u> 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の求めに応じて、又は議会自ら、提案者の説明や意見陳述を行う場を設けることができる。	A案に賛成 ・第2項として、会議規則等との整合性を図るため「 <u>請願及び陳情の取り扱いについては、別に定める。</u> 」を追記	(A案) 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の求めに応じて、又は議会自ら、提案者の説明や意見陳述を行う場を設けることができる。・・・※検討議題	A案に賛成	間接民主主義の崩壊に繋がるので削除。 (請願と陳情は現状の取り扱いでよい)	検討中 (請願と陳情を同じ扱いにすることは再考する必要があると考える)	賛成
4-6 説明責任等	<u>A案</u> 議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。	2-4・5に含まれるので、削除	削除	A案に賛成		原案（A案）	賛成 「責務を有する」部分不要

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第5章 議会と市長等との関係							
5-1 市長等との関係の活動原則	<p><u>A案</u> 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。</p> <p><u>B案</u> 議会審議における市長等と議会との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議及び委員会における審議、審査等は、論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>(2) 市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。</p> <p>(3) 議会は、市長が提案する政策、予算、決算等については、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(4) 議会は、本会議及び委員会における議員の要望等への対応状況について、市長に報告を求めるものとする。</p> <p>※【5-2 一問一答方式】と一部重複する内容</p>	A案に賛成	A案	B案が重複する内容であるが具体的に規定しておりますので、賛成です	<u>A案</u>	A案	A案賛成 「二元代表制のもと」をもっと平易な表現 ex「ともに市民から直接選ばれる立場から」などに出来ないか。
5-2 一問一答方式等	<p><u>A案</u> 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。</p> <p><u>B案</u> 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる。</p> <p>※【5-1 市長等との関係の活動原則】と一部重複する内容</p>	3-2の第2項に集約されるので、削除	(A案) 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。・・・※検討課題	B案の 一問一答の方式⇒対面による一問一答 に変える	<u>A案</u>	検討中	A案賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
5-3 政策等 の監視 及び評 価	<p><u>A案</u> 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする 議会は、市長等の事務の執行が公平・適正に、また、効率的かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>	<p>A案とB案を集約する。 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする</p>	A案	B案に賛成	<u>A案</u>	A案	A案賛成
5-4 重要な 政策等 の説明 及び審 議	<p><u>A案</u> 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。</p>	検討中	<p>会派案 (5-3 B案の前半部分) 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）につ</p>	B案に賛成		<p>A案を修正 (修正点) ①第1項の「次に掲げる事項に関する」を削除 ②第1項の(1)から(5)を削除</p>	A案賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
	<p>(1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 総合計画における根拠又は位置付け (4) 関係法令及び条例等 (5) 財源措置</p> <p>2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。 3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。</p> <p><u>B案</u> 市長等は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明に努めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする</p> <p>市長は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民から意見等を募集するときは、あらかじめ、その理由及び概要を議会又は所管の委員会に対して説明するものとする。</p>		<p>いて、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項</p> <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p>			<p>③第2項、第3項を削除</p> <p>（条文案） 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、必要な情報を明らかにしなければならない。</p>	
5-5 予算・決算における審議の説明	<p><u>A案</u> 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 市長は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるものとする。</p>	A案に賛成	A案	B案に賛成		A案	B案賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
5-6 法第96 条第2 項の議 決事件	<p><u>A案</u> 議会は、意思決定機関としての機能を十分に発揮するため、議会の議決すべき事件を別に定めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性と市長等の政策執行上の必要性とを比較考量し、別に条例で定めるものとする。</p>	B案に賛成	B案	B案に賛成		A案	A案賛成
5-7 政策立 案等※	<p><u>A案</u> 議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとするともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>	6-3に集約されるので、削除	(岡崎市案) 議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。	B案に賛成		B案	B案賛成
5-8 議員の 文書に よる質 問	<p><u>A案</u> 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>	検討中	削除	A案に賛成		検討中	賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第6章 議会の機能強化							
6-1 議員研修	<p><u>A案</u> 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期開始後、<u>速やかにこの条例等に関する研修</u>を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議員の政策立案及び政策提案の能力向上のため、研修の充実強化を図るものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>	A案に賛成	A案	A案に賛成	<u>A案</u>	B案	B案賛成
6-2 議員相互の討議の推進	<p><u>A案</u> 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、議員間討議が積極的に行われるよう会議を運営するものとする。</p>	A案に賛成	(会派案) 議会は、必要に応じて議員相互の討議が行われるよう、会議の運営に努めるものとする。	A案に賛成	<u>B案</u>	B案	B案賛成
6-3 政策立案及び政策提言	<p><u>A案</u> 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする</p> <p><u>B案</u> 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催することができる。</p>	A案に賛成	6-3 政策立案及び政策提言 → <u>「議会の機能強化」に変更</u> 内容は、A案	B案に賛成	<u>A案</u>	B案で修正 (修正点) 議会は、 市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって 政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催することができる。	A案賛成
6-4 調査研究機関の設置	<p><u>A案</u> 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p> <p><u>B案</u> 議会は、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。</p>	B案に賛成 条項の表題を「専門的事項に係る調査」に変更	6-4 調査研究機関の設置 → <u>「審査・調査活動」に修正</u> (11-3 と統合) (11-3 A案) 議会は、議会がもつ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。 (A案) 2 (追加) 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。	B案に賛成	<u>A案</u>	B案	A案賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
6-5 予算の 確保	<p><u>A案</u> 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p> <p><u>B案</u> 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。</p>	A案に賛成	A案	B案に賛成	<u>A案</u>	A案	A案賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第7章 議会改革の推進							
7-1 議会改革の継続的な取り組み	<p><u>A案</u> 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。 2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。</p> <p><u>B案</u> 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。</p>	A案に賛成	A案	B案に賛成	<u>A案</u>	A案	A案賛成
7-2 検討会の設置	<p><u>A案</u> 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。 2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。 3 第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>A案に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>検討会</u>」を「<u>検討特別委員会</u>」へと変更する ・第2、3項は削除 	<p>(A案・一部修正) 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。 (以下削除) <u>2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。</u> <u>3 第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	A案に賛成	議会運営委員会で権能強化で済むのでは？ 今後は特に必要無いと思われる。	原案（A案）	
7-3 交流及び連携の推進	<p><u>A案</u> 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。</p>	<p>A案に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>他の自治体の議会との</u>」を「<u>他の自治体の議会及び学術機関との</u>」へと変更する 	削除	A案に賛成	<u>A案</u>	原案（A案）	「分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、」 不要ではないか

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第8章 議員の政治倫理条例							
8-1 議員の 政治倫 理条例	<u>A案</u> 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。	A案に賛成	A案	A案に賛成	<u>A案</u>	原案（A案）	原案賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第9章 議会及び議会議務局の体制整備							
9-1 議員政策研究会及び議会活性化会	<u>A案</u> 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。 2議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。 3議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。	検討中	削除	A案に賛成	<u>A案</u>	削除 (第6章の第3条項に集約すべき)	
9-2 議会議務局の体制整備	<u>A案</u> 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会議務局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。 <u>B案</u> 議長は、議員の政策立案を補助する組織として、議会議務局の調査及び法務に関する機能の充実強化を図るよう努める。	B案に賛成	A案	B案に賛成	<u>A案</u>	A案	A案賛成
9-3 議会図書室	<u>A案</u> 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。 <u>B案</u> 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	A案に賛成	A案	A案に賛成	<u>A案</u>	B案	B案賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第10章 議員の定数及び議員報酬							
10-1 議員の 定数	<u>A案</u> 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。 2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。 3 議員の定数は、別に条例の定めるところによる。	A案に賛成	A案	A案に賛成	<u>A案</u>	原案（A案）	原則賛成 文案検討中
10-2 議員報 酬	<u>A案</u> 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。 2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。	A案に賛成	(会派案) 議員報酬は、報酬審議会等での議論をふまえ、別に条例の定めるところによる。	A案に賛成	議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。 2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。	原案（A案）	原則賛成ながら「議員の活動状況を反映することを主眼に」部分の文案検討中

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第11章 政務調査							
11-1 所管事務調査	<u>A案</u> 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに積極的に政策立案、政策提言等を行うものとする。	3-1 B案に集約されるので削除	削除	A案に賛成	<u>A案</u>	原案（A案）	原案賛成
11-2 政務調査費	<u>A案</u> 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。 2 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して用途の説明責任を負うものとする。 3 議会は、政務調査費の収支報告書を公表すること等により、政務調査費の透明性の向上に努める。 4 前3項に定めるもののほか、政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。 <u>B案</u> 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。 2 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。	A案に賛成	A案	A案に賛成	<u>B案</u> (理由) すでに、政務調査費の交付に関しては別途の条例により定められているので、この条項においては詳細に表記する必要は無い。	B案	B案賛成
11-3 審査・調査活動	<u>A案</u> 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。	削除	(6-4 と統合)	A案に賛成	<u>A案</u>	原案（A案）	原案賛成

項目	作業部会素案	公明党	日本共産党	民主党	政翔会	政友会	無所属（松石委員）
第12章 総則							
12-1 条例の 見直し	<u>A案</u> 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。	「議会は、この条例案が達成されているかどうかについて、常に検証し必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行いその結果に基づき所要の措置を講ずるものとする」という文章に変更	A案	A案に賛成	議会は、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。	原案（A案）	異議はない
12-2 他の条 例との 関係	<u>A案</u> この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。	1－4最高規範性に集約されるので、削除	削除	A案に賛成	<u>A案</u>	原案（A案）	原案賛成
12-3 議会及 び議員 の責務	<u>A案</u> 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。	A案に賛成 ・「 <u>厳粛な信託</u> 」を「 <u>負託</u> 」へと変更	削除	A案に賛成	<u>A案</u> 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。	原案（A案）	「研修を行わなければならない」 →「研修を行う」
12-4 委任	<u>A案</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。	委任されることがなければ削除	削除	A案に賛成	<u>A案</u>	原案（A案）	異議なし